

第4回 出雲市水道事業推進懇話会 会議録

1. 開催日時 平成30年11月28日(水) 14:00～15:40

2. 開催場所 出雲市上下水道局2階入札室(会議室)

3. 会議の出席者

(1) 委員(7名)

足立修司 委員	井上千晶 委員(会長)	神谷哲男 委員	曾田満子 委員
園山裕美 委員	中川弘美 委員(副会長)	安井多喜恵 委員	

※欠席者7名

金村英俊 委員、高野智子 委員、佐藤彰尾子 委員、曾田博美 委員、
錦織文子 委員、山田 学 委員、山本富子 委員

(2) 出雲市(9名)

上下水道局	局長 田中勤一、次長(水道営業課 課長) 佐藤恵子
水道営業課	課長補佐 妹尾俊彦、主任 岸 正樹、主任 上原和也 主任 岡 貴行
水道施設課	課長 岡 芳幸、課長補佐 吾郷 誠
平田上下水道事務所	所長 福田 朗

4. 次第

(1) 開会

(2) あいさつ

(3) 講演

- ・出雲市水道事業の寒波対策について

(4) 議事

- ・出雲市水道料金等審議会の答申について
- ・平成29年度出雲市水道事業会計 決算概要について
- ・出雲市水道事業ビジョンについて
- ・寒波による水道料金等の漏水減免の今後の方針について
- ・下水道事業の公営企業化に伴う組織等について

(5) 閉会

5. 意見・質疑等(別紙のとおり)

6. その他

- ・次回の懇話会は平成31年2月～3月頃を予定

【別紙 意見・質疑】

(1) 講演に対する意見・質疑

(委員) 災害時には電話対応が大変だと思う。ホームページでの検索だとアドレス入力も面倒なので、QRコードを事前に配付しておけば、読み込んでもらってホームページを見てもらうなどできないか。それで1件でも電話が減ると職員さんの負担も減るのかなと思う。

(事務局) QRコードまでは考えていないが、若い方向けにSNS等を用いた対応を検討しないといけないと思う。

⇒QRコード(出雲市上下水道局ホームページのトップページへアクセス)を広報「出雲の水」1ページに掲載することとした。

(委員) 寒波による漏水減免について、敷地内は自己負担だと思っていた。

(事務局) メーター以降は個人負担であるが、寒波の時や目に見えないところは不可抗力ということで減免している。寒波の時には減免の枠を広げている。

(委員) 一般的に認識されているのか。

(事務局) 減免については、通常は指定給水装置工事事業者から説明があるはず。寒波減免については、広報も特別号を出して、減免のお知らせを各戸配付している。普段からも減免制度はある。漏水減免の申請については業者に相談願いたい。

(委員) 断水があった場合の給水について、独居・高齢者・障がい者宅への対応について説明があったが、実際どのようにされたのか。

(事務局) 前回断水時は拠点給水としていて、給水袋を置いて、地域の町内会長や土木委員さんをお願いして取りに来てもらっていた。取りに来ることができない方には、町内会長さんに協力いただいて、持って行ってもらった。事前に把握し、持って行くことができればと思う。

(委員) 社協で毎月民生委員の定例会がある。民生委員は障がい者宅や高齢者宅を把握しておられるので、そういう場を借りて説明されるのも良いかもしれない。

⇒災害時には防災安全課及び福祉推進課と連携して対応する予定。

(委員) 今年の初め頃、地区の公民館の水道料金が高額な請求となった。漏水もなく、メーターが壊れているのではないかと調べて業者にも調べてもらったが、問題ないということだった。何トンも増えているのは理解し難い。メーター以外を専門的に調べてもらうことが可能か。

(事務局) そのような状況になれば、見に伺うので相談いただければと思う。トイレはどのようなタイプか。原因がトイレだったということが何例もある。

(委員) 以前、トイレのフローが壊れたことがあり直したが、何トンも増えなかった。今後のためにも原因究明しておきたい。

(事務局) 外に蛇口水栓があるか。不特定多数が使用されるのであれば、蛇口を外しておくこともできる。

(委員) 蛇口は外して使用できないようにしていた。公民館を使用している人で水を出しっ放し

にする人はいないと思う。どうやって今後の原因究明をしたらよいか。

(事務局) トイレのロータンクが微量に漏れていることがあった。こういう場合は、外のカラン・トイレとかが一番原因があることが多い。

(委員) メーターは問題ないということであった。時々行ってメーターを見てみようかと思った。今後また起こった場合に困る。

(事務局) 相談いただければ対応する。

(2) 議事に関する意見・質疑

(委員) 水道料金は消費税の軽減税率は適用されるのか。

(事務局) 適用されない。

(委員) 掲載されている料金表は8%で、10%になると計算し直さないといけない。

(事務局) 答申書附属資料4では消費税込8%である。

(委員) 消費税を入れない表の方が分かりやすいのではないか。

(事務局) 水道料金は条例に出るので、消費税込で表記するようになっている。審議会では消費税抜きで説明した。

(委員) 簡易水道事業で決算を一つにしたという認識で良いか。また、斐川宍道水道企業団も会計は同じか。

(事務局) 簡易水道事業の統合で決算は同じだが、企業団は別会計である。